

資料3 - 1

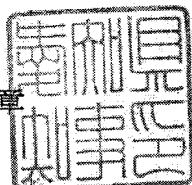
28水地環第491号

平成28年11月8日

愛知県環境審議会

会長 青木 清様

愛知県知事 大村 秀章



水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に  
係る総量削減計画の策定等について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事  
項について、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づく総量削減計画の策定
- 2 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準の  
設定

担当 環境部水地盤環境課

調査・計画グループ

電話 052-954-6221 (ダイヤルイン)

## 説明

### 諮問事項 1について

環境大臣は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」を平成 28 年 9 月 30 日付けで策定しました。

都道府県知事は、法第 4 条の 3 第 1 項の規定により、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を定めることとされています。

つきましては、本県における総量削減計画の策定について、貴審議会の意見を求め るものです。

### 諮問事項 2について

環境大臣は、総量削減計画の対象地域内の規制対象となる工場・事業場から排出される排出水の汚濁負荷量に係る総量規制基準の範囲を、平成 28 年 9 月 5 日付けで改正しました。

都道府県知事は、これを踏まえて、法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定により、環境大臣が定める範囲内で総量規制基準を定めることとされています。

つきましては、本県における総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求め るものです。